

栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」(仮称)第2次素案の
パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」(仮称)第2次素案に対する意見募集を行った結果、10名の方から計24件の御意見をいただきました。貴重な御意見をありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおり取りまとめました。

項目	意見の内容	県の考え方
1 重点テーマ「“とちぎの人間力”を高める」について (P33)	重点テーマ「“とちぎの人間力”を高める」に「郷土愛を育む」を含めてはどうか。高めた人間力を郷土に還元してもらうよう、栃木県人としての誇りを育む教育を実践してほしい。	すべての県民がふるさと“とちぎ”に誇りと郷土愛を持つことは重要であると考えております。 「郷土愛」については、「“とちぎの人間力”を高める」の「人間関係をはぐくむ地域の教育力を向上する」、「生きる力をはぐくむ」の中の表現に含まれていると考えておりますが、御意見を踏まえ、より明確にするため、「に「郷土愛」をはぐくむための「ふるさと学習の推進」を追加しました。
2 重点テーマについて (P33)	重点テーマに「水と緑に恵まれた水源県」という栃木県の特徴をもっと強く打ち出すべき。「人間力」に水と緑の大切さを教える教育を、「地域づくり」に水と緑の「保全」と「回復」の視点を盛り込むとともに、こうした教育や地域づくりに森林環境税を充ててほしい。	水や緑などの豊かな自然環境は、本県の優れた特徴の一つであり、こうした可能性や潜在力を十分に引き出すことにより、豊かで活力ある“とちぎ”づくりを推進していくこととしております。こうした考え方は、各施策や重点テーマの中に反映させていると考えておりますので、御理解願います。 なお、森林環境税に関する御提案については、現在、あり方を含め検討を進めているところであり、今後の参考にさせていただきます。
3 重点テーマについて (P33)	栃木県の特徴は水と緑に恵まれていることである。水環境の保全活動を通し、教育、環境、観光など、人や地域が育ち、健康で元気が出る県というイメージが広がってほしい。	御提案のように、県民の皆様が、水や緑など、地域の優れた自然を始めとした資源を活かした取組を進めていただくことを目的として、「個性あふれる地域を創る」という重点テーマを設けています。 こうした取組を促進することによって、全国にも発信できる元気な栃木県が創られていくものと考えています。
4 栃木県の PR について	栃木県の知名度はかなり低い。「とちぎらしさ」が栃木県には足りないので、施策として県内外に向けた PR を実施してほしい。	県では、これまで、首都圏を中心とするマスメディアに対し、とちぎの自慢や話題性のある情報を「ニュースリリース」として積極的に発信するとともに、県のホームページの中で「とちぎのいちおし」、「観光情報」など本県の魅力を紹介するコーナーを充実させるなどして参りました。 今後は、フィルムコミッション活動の推進などにも取り組み、県内外の多くの人々から栃木県に興味や関心を持っていただけるよう、積極的に情報を発信して参ります。

項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する最終案のページです。

	項目	意見の内容	県の考え方
5	社会情勢の変化への対応について	三位一体の改革や市町合併など社会情勢の変化に対応して柔軟に見直せるようにすべき。	県では、平成13年の現総合計画の策定に併せ、政策評価制度（とちぎ政策マネジメントシステム）を導入し、施策の進捗状況を毎年度把握するとともに、改善すべき課題の抽出と改善策の検討を行い、翌年度の予算等に反映させて参りました。 今後も、政策評価制度を活用し、社会情勢の変化に対応した施策の展開を適時適切に図って参ります。
6	国会等移転への対応について	国会等移転について、国に実現可能性を質し、明確な結論を得るべき。県民の合意も難しいと思われる中、いたずらに期待を持ち続けるのではなく、冷静な判断と的確な対応を望む。計画に県の考え方を記述すべき。	国会等移転を取り巻く社会経済情勢を十分に見据えながら、国会における審議が促進されるよう、他の移転先候補地や地元市町と連携し、粘り強く取り組んでいくこととしています。 また、国会等移転に関しては、最終案の第2部第3章「新たな自治の基盤づくりのために」の「地方分権時代をリードする県政」を推進する」に記載しました。
7	高校の男女共学化について (P44)	高校の男女共学化が進む中、本県では依然として男女別学校が存続している。今後時代錯誤にならぬよう対応すべき。県立高校再編基本計画前期実行計画で共学化が進められているが、後期実行計画でさらに相当数の共学化を図る必要がある。	男女共学化につきましては、県立高校再編基本計画において、学校や地域の理解と協力を得ながら、共学化を推進することとしております。 前期実行計画の期間中(平成21年度まで)には5校が共学となる予定であり、後期実行計画におきましても、引き続き、共学化に取り組んで参ります。
8	不妊治療への支援について (P66)	少子化対策として不妊治療への支援が不十分である。子どもを産んだ後の支援も大切だが、経済的理由により子どもを産むことを諦めてしまう人への経済的支援も重要である。不妊治療への助成金拡充は子どもの増加のみならず、県外からの人口流入にもつながると思う。	不妊治療への助成については、平成16年度から特定不妊治療費助成事業を実施し、申請者数も増加しております。御提言の助成金の拡充については、少子化対策における当該事業の効果等を踏まえ、今後検討させていただきます。
9	共生型福祉サービスへの支援について(P66,68,70)	お年寄り、子ども、障害者が、住み慣れた場所で、小規模で家庭的な生活環境の元で一緒に暮らす「共生型福祉サービスへの支援」を計画に盛り込むべきである。	住み慣れた地域社会において県民誰もが安心して生活できるよう、地域福祉の推進や地域密着型サービスなどの普及・定着の促進に努めていく考えです。 なお、御提言の共生型福祉サービスへの支援については、今後の検討課題として研究して参りたいと考えております。
10	高齢者福祉対策・医療対策について (P70,78)	県政世論調査で上位を占める高齢者福祉対策・医療対策を重点施策とすべき。特に、高齢者福祉対策は団塊の世代のリタイア後の定住地選択の重要なポイントとなる。他県に劣らぬ医療・福祉施策が必要である。	医療・福祉対策は、県民誰もが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らせる社会を創っていく上で重要なものと考えており、今後とも施策の充実に努めて参ります。

項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する最終案のページです。

	項 目	意 見 の 内 容	県 の 考 え 方
11	農業の基盤整備について (P84)	益子町周辺では、芳賀台地の水の供用開始、ほ場整備事業の完了等稲作の生産体制が強化されたと思われるのに、休耕田が目立つ。真に必要な公共事業が行われているのか。	近年は、兼業化や高齢化等によって、作物が作付けされないほ場が増加しつつあります。 県としては、整備された農地が有効に利用されるよう、担い手への集積を進めているところであり、今後とも、集落内の話し合いを促進するなどして、担い手の確保や農地の有効利用を図って参ります。
12	テレワークの導入について	就業者にとっても経営者にとってもメリットの大きなテレワークを、商店街の空き店舗を利用して、官・民協働で導入することにより、サラリーマンのみならず、障害者の就業機会も増えるのではないかと。	テレワークは、就業者の仕事と生活の調和を図りつつ、業務効率の向上を実現する上で有用な就業形態であり、雇用機会の拡大や地域経済の活性化にもつながるものと考えております。御提案については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
13	中心市街地活性化について	特定の施策だけでなく、すべての政策や施設の設置に中心市街地の活性化という観点を加えてほしい。	今回の計画では、政策分野を越えて中長期的な視点で取り組むべき重点テーマとして、「個性あふれる地域を創る」を掲げています。 その中で、中心市街地活性化など、地域の新たな活力を生み出していくという考え方を盛り込んでおり、今後は、こうした考え方を踏まえ、様々な施策を展開することとしています。
14	道路整備について (P110)	道路の拡幅事業については、明確な基準により、優先順位を付けて実施すべき。	道路整備については、「とちぎの道づくりの基本方針」に基づき、毎年度の整備計画を設定し、その実施結果を検証した上で、次年度の計画に反映するとともに、こうした経過を県民の皆様にも適宜公表しながら取り組んでいます。 また、個々の整備箇所についても、「事前評価」や「再評価」、「事後評価」などの「事業評価制度」等により、事業の優先順位を勘案しながら予算の重点化を図り、計画的な事業推進に努めています。 今後、より一層、効率的・効果的な事業推進に努めて参ります。
15	下水汚泥の発生抑制対策について (P106)	合成洗剤から石けんに切り替えたところ、汚泥の発生が少なくなり、経費節減になったという事例がある。石けんの生分解性の良さを証明するとともに、活性汚泥に吸着された合成洗剤が微生物の成長、活動を阻害することを示している。施設の整備普及だけでなく、汚泥の発生抑制への対応もしていくべき。	県内の生活排水処理人口普及率は、68.4%と全国平均 79.4% に比べ低い状況にありますことから、生活排水処理施設の整備普及を図っているところです。 御指摘の汚泥抑制については、使用者に対して、生分解性の高い洗剤の使用などについての意識啓発を進めるとともに、汚泥処理工程（濃縮・消化・脱水）での減量化を図っているところであり、引き続き、汚泥の発生抑制に努めて参ります。

項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する最終案のページです。

	項目	意見の内容	県の考え方
16	リスクコミュニケーションの普及促進について (P136)	環境問題の解決にはリスクコミュニケーションが一番大切。現在は個々の情報は多いが、地域力を育てるには統制が取れておらず、自分や地域にとっての優先課題が見つけづらい。県庁内及び県と市町村の連携を強化し、県民等へ分かりやすい情報、地域別の情報を提供してほしい。	環境問題の解決の手法の一つとして、リスクコミュニケーションは大切であると考えています。 そこで、県民や事業者、市町村を対象に、化学物質のリスク評価やリスクコミュニケーションの手法などに関するセミナーを開催したり、行政によるモデル的なリスクコミュニケーションを実施するなどして、リスクコミュニケーションに対する県民の理解促進を図っているところです。 今後も、県庁内各部局の連携及び県と市町村などとの連携を強化し、県民等へ分かりやすい情報を提供して参ります。
17	シックスクール対策について (P42)	施策 113 にシックスクール対策を追加してほしい。また、埼玉県や長野県のようにマニュアルを作成し、早急に取り組んでほしい。	学校におけるシックハウス対策については、昨年4月に検討委員会を立ち上げ、県立学校における検査結果の分析や対応方策の検討を進めております。この検討結果を踏まえ、今年度中にはシックハウス対策の手引書を作成し、市町村にも情報提供していく考えです。 今後は、施策 111 の「学校施設・設備の充実」の中で、学校におけるシックハウス対策を含め教育環境の整備を進めて参ります。
18	学校安全における化学物質について (P42)	子供への影響に配慮した化学物質の使用について、学校安全の中で触れられていない。 東京都は「化学物質の子どもガイドライン」を作成した。同様の施策が早急に必要な。	学校における化学物質の使用については、学校環境衛生管理マニュアル(文部科学省)に基づき、健康で快適な学習環境の維持に努めており、引き続き、施策 111 の「学校施設・設備の充実」の中で教育環境の整備に努めて参ります。 また、化学物質については、施策 511 において、「リスクコミュニケーションの普及促進」を図ることとしており、その中で、県民等へ化学物質のリスクなどの情報を分かりやすく提供していくこととしており、随時、健康影響等の情報収集に努め、関係部局が連携して適切な対応を図って参ります。
19	化学物質の子どもガイドラインの策定について (P136)	施策 511 に「化学物質の子どもガイドラインの策定」を追加してほしい。栃木県においても関係部局が連携を図り、環境施策の一環として、東京都のような「化学物質の子どもガイドライン」を早急に策定すべき。 特に「殺虫剤樹木散布編」を急いでほしい。学校に限らず、子どもを取り巻く環境を良くするためには、全てに通じるガイドラインが必要。また、薬剤使用者及び一般住民に向けて、薬剤が健康に与える影響と危険性の知識普及を図ってほしい。	化学物質については、施策 511 において、「リスクコミュニケーションの普及促進」を図ることとしており、その中で県民等へ化学物質のリスクなどの情報をわかりやすく提供していくこととしております。 また、学校などの住宅地周辺における樹木等の病虫害防除に当たっては、適切な措置が図られるよう、市町村や農薬使用者等を対象として、農薬に対する正しい知識の普及啓発や危害防止のための研修会の開催、手引きの配付等を実施しているところです。

項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する最終案のページです。

	項目	意見の内容	県の考え方
20	成果指標について (P142)	<p>施策 514 の成果指標に、ISO だけでなく、中小企業等が取り組みやすい環境省のエコアクション 21 (EA21) の認証取得事業場数を加えてはどうか。そこには、県庁の事業場も加えてはどうか。</p>	<p>御提言のとおり、「エコアクション 21 (EA21)」は、中小規模の事業者でも容易に取り組むことができ、二酸化炭素等の排出削減などに大変有効な手法であると考えており、今後認証取得が進むよう、情報提供や各種支援を図っていくこととしています。</p> <p>なお、成果指標については、当面は、同じ環境マネジメントシステムの代表的な手法である「ISO14001 審査登録件数」を用いることとし、「EA21 認証取得事業場数」は、毎年度の政策評価において、施策の進捗状況を把握するための重要なデータのの一つとして活用して参ります。</p> <p>また、県庁の事業場における取組については、新庁舎完成後(平成 19 年度末)の ISO14001 認証取得に向けて検討を進めているほか、「栃木県庁環境保全率先実行計画 二期計画」に基づき、出先機関を含め県庁全体で環境への負荷低減に向けて取り組んでいるところでありますので、御理解願います。</p>
21	県庁の入札資格要件について (P142)	<p>県庁の入札資格要件に、ISO や EA21 認証取得を加えれば、事業場の環境への取組が促進されるのではないかと。</p>	<p>平成 19 年度からの県の建設工事入札参加資格においては、環境への配慮等として ISO14001,ISO9001 の認証を受けている建設業者には、それぞれ格付点数に加点をすることとしております。</p>
22	施策 515 の成果指標について(P144)	<p>施策 515 の成果指標「人工林の間伐実施面積」の数値が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準年(H16): 3,311 ・目標(H22): 6,000 ・長期目標(H27): 3,600 <p>となっているのは矛盾していないか。</p>	<p>県内のスギ、ヒノキの人工林の間伐については、これまで年間に 4,000ha のペースで実施してきましたが、次期計画期間中は、森林の公益的機能の更なる向上を図るため、年間に 6,000ha の間伐を実施することとしています。</p> <p>その結果、間伐を必要とする森林が順次減少することから、平成 23 年度以降の 5 年間の間伐実施目標を 3,600ha と設定しました。</p>
23	消費活動における環境への配慮について (P154)	<p>栃木県消費生活条例では、環境への配慮が明記されているので、施策 523 「安心できる消費生活の実現」に「グリーンコンシューマー活動の推進」も明記すべき。</p>	<p>「グリーンコンシューマー活動の推進」については、主に施策 514 「地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進」の中で取り組むこととしており、「期待される主な主体の役割(県民)」として「省エネルギー・省資源への取組や環境への負荷の少ない製品の購入・使用」を記載しておりますので、御理解願います。</p>
24	県施設の災害時避難場所としての指定について (P160)	<p>市町村の避難場所が不十分なため、県立高校等の県の施設を避難場所に指定する取組を盛り込んでほしい。</p>	<p>避難場所は、配置のバランス、立地条件、安全性等を考慮して市町村が指定します。</p> <p>県地域防災計画上、県の出先機関や県立学校は、県が広域的に行う災害対策活動拠点となっていますので、避難場所の指定については、市町村の実情を踏まえて協議を進めて参ります。</p>

項目欄にあるページは、いただいた御意見に係る最終案のページです。